

最高裁秘書第3048号

令和3年10月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年9月28日に答申（令和3年度（最情）答申第19号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第2号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年4月14日（令和3年度（最情）諮詢第2号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第19号）

件名：司法修習生に対する修習停止の開始時点が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「司法修習生に対する修習の停止の開始日は、修習の停止処分が司法修習生に告知された時点であるかどうかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月10日付で原判断を行ったところ取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習生に対する修習の停止の開始日がいつになるかを記載した司法行政文書を作成するような定めはなく、必ず作成しなければならないものではない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ① 令和 3 年 4 月 14 日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 8 月 20 日 | 審議 |
| ④ 同年 9 月 24 日 | 審議 |

第 6 委員会の判断の理由

1 修習の停止は、司法修習生に品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他のこれらに準ずる事由があると認められるときに、最高裁判所が当該司法修習生に命じることができる措置である（裁判所法 68 条 2 項、司法修習生に関する規則 17 条 2 項）。修習の停止の期間は、1 日以上 20 日以下であり（同規則 18 条 1 項）、修習の停止を命じられた司法修習生は、司法修習生としての身分を保有するが、修習をすることはできず、また、修習の停止を命じられている期間中、裁判所法 67 条の 2 第 1 項の修習給付金を受けることができない（同規則 18 条 2 項）。

上記制度の趣旨から判断すれば、司法修習生に対し命じられる停止措置は、上記事由に応じて修習の停止期間が定められるものであって一律に定められるものではなく、停止の開始日についてもその都度定められるものと考えられるから、その開始日がいつになるかを記載した司法行政文書が存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

人 口 口 正 門 員 員 委

子 戶 雅 長 員 員 委